

特定看護師による診療の補助業務実施の同意について

□ 特定看護師とは

通常診療の補助業務の中で「高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為」のうち、所定の分野の研修を終えた看護師です。

□ 特定行為とは

特定看護師が、研修を終えた分野の診療の一部を、医師の指示の範囲（手順書）に準じて、実施する行為を指します。

例) 脱水症状に対する点滴、人工呼吸器の設定変更など

□ 同意について

特定行為の実施へのご協力に関しましては、診療に関する同意をもって、ご了承いただいたものと判断させていただきますが、当該特定行為の実践を拒否することもできます。同意いただけない場合は主治医へご相談ください。なお拒否したことによる治療上の不利益を被ることは一切ありません。